

# 令和3年第16回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和3年10月19日（火） 午後6時～

早良区役所 応接室

## 議 題

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区における投票所内の候補者の氏名等  
掲示の掲載順序を定めるくじの実施について . . . P. 1
- 2 議 案  
議案第79号 在外選挙人名簿に登録する者について . . . P. 2
- 3 そ の 他  
今後の委員会開催予定について . . . P. 4



## 衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施について

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区における早良区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序について、公職選挙法第175条第3項の規定により、くじを行うもの。

(参考)

1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。

ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。

2 くじの方法は、次のとおりとする。

(1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。

(2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を第2とする。

以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

投票記載所の氏名等の掲示)

**公職選挙法第175条** 市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の適当な箇所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示を、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名(第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名及び当選人となるべき順位。次項において同じ。)の掲示を、その他の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称。以下この条において同じ。)の掲示をしなければならない。ただし、第46条の2第1項に規定する方法により投票を行う選挙にあつては、この限りでない。

2 略

3 第1項の掲載の順序は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第86条第1項から第3項まで、第86条の2第1項、第86条の3第1項又は第86条の4第1項若しくは第2項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について当該くじを行つた後、第86条第8項又は第86条の4第5項、第6項若しくは第8項の規定による届出があつた場合(これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。)は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序による。

## 議案第79号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和3年10月19日

福岡市早良区選挙管理委員会  
委員長 中 邨 勝

- |   |           |            |
|---|-----------|------------|
| 1 | 登録する者の数   | 1人         |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり     |
| 3 | 登録年月日     | 令和3年10月19日 |

---

・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

**公職選挙法第30条の6第1項** 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

---

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

**公職選挙法第30条の5第1項** 年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

(一部省略)

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

| 区分 | 第15回<br>(R3.10.18現在)<br>登録者数 | 登録   | 抹消  |      |    | 小計 | 現在<br>(R3.10.19)の<br>登録者数 |
|----|------------------------------|------|-----|------|----|----|---------------------------|
|    |                              | 新規申請 | 死亡等 | 住民登録 | 誤載 |    |                           |
| 男  | 42                           | 1    | 0   | 0    | 0  | 1  | 43                        |
| 女  | 74                           | 0    | 0   | 0    | 0  | 0  | 74                        |
| 計  | 116                          | 1    | 0   | 0    | 0  | 1  | 117                       |

## そ の 他

### 今後の委員会開催予定について

| 開催回           | 会議の別 | 月 日       | 開始時刻  | 場 所           |
|---------------|------|-----------|-------|---------------|
| 第17回          | 臨時   | 10月28日（木） | 午後6時  | 早良区役所<br>応接室  |
| 第18回          | 臨時   | 10月31日（日） | 午前10時 |               |
| 第19回          | 定例   | 11月19日（金） | 午前10時 | 早良区役所<br>中会議室 |
| 第20回          | 定例   | 12月1日（水）  | 午前10時 |               |
| （令和4年）<br>第1回 | 定例   | 1月20日（木）  | 午前10時 |               |